



FP Topics

= 社会保険の扶養問題について =

2024年7月号

= One's impressions =

暑い日が続きますね 🌧️ どうぞ体調管理には十分お気を付けください。私事ですが、手術後退院して1年ほど経過しますが、暑い季節は体調管理が大変です。すっかり元通りには戻らないと思いますが、最近また山歩きに復帰したいと考えられるようになりました！

さて、今月はわかるようでさっぱりわからない、社会保険の扶養問題を取り上げてみたいと思います。130万円の壁？106万円の壁？事業主の証明書？ってなんでしょう？基本的な部分を押さえてみたいと思います。

= 社会保険の扶養問題 =

昨今の物価上昇もあり、実質賃金は目減りしている様相ではないでしょうか。どこのご家庭でも、家計は苦しくなっているように感じます。大黒柱の収入だけでは、生活がしんどいのです。そのような状況では、配偶者等の家族が働きに出る必要もあるのです。しかしながら、一定額以上の収入（年収）を超えてしまうと、社会保険の扶養から外れてしまい、独自で社会保険に加入する必要があります。

家計収入を増やしたいのに、家計で二重に社会保険に加入するという事は、収入が大幅に減って本末転倒になってしまうのです。社会保険の扶養を外れてしまうことを気にせず働く場合、年収で約160万円ほどがその境界線になっているといわれています。子の教育費や老後など様々なことを考慮するとほんとに難しい問題がたくさんあります。頑張っても、結局子供を預ける費用にほとんど消えてしまうというケースなど・・・ここでも本末転倒になってしまいます。扶養にとどまるケースを考えてみたいと思います。

= 年収130万円の壁とは =

社会保険（健康保険・厚生年金）の被扶養者として認定されるには、年収130万円未満（※60歳以上・障害厚生年金を受給できる程度の障がい者の場合は180万円未満）という基準があります。

家計の諸状況や社会の労働者不足等を考慮して、2023年10月より『年収の壁・支援強化パッケージ』なるものの運用が始まっているようです。

健康保険・厚生年金の加入要件を満たしている

はい

いいえ

勤務先で健康保険・厚生年金に加入

年収が130万円未満※

はい

いいえ

扶養継続

事業主の証明書を提出※

する

しない

保険者が被扶養者認定の継続可否を判断

独自に国民健康保険・国民年金に加入

継続可能

継続不可

扶養継続

※『年収の壁・支援強化パッケージ』では、一時的に収入が増加したことを事業主が証明（事業主の証明書）することで、年収が130万円を超えたとしても被扶養者にとどまることができるようです。

対象者	新たな扶養認定者も含む・学生も
証明事項	想定年収額・延長労働期間収入額等
申請方法	被扶養者資格確認時に提出
複数先勤務	それぞれの事業主からの証明書

厚生年金の被保険者数が101人以上※の企業等に勤務し、以下の4つの要件にすべて該当する短期労働者は社会保険の加入対象となります。

※（フルタイム従業員+週労働時間及び月労働日数がフルタイム勤務の3/4以上の従業員数）

現在の基準では、101人以上の企業とされていますが、2024年10月～『101人以上』⇒『51人以上』に改正されます。
ますます加入対象者が増える傾向にあるようです。

1	週の労働時間が20時間以上	月単位や年単位で定められている場合は週単位の換算する。
2	所定内賃金月額8.8万円以上	基本給および諸手当の金額で判断。一定の臨時的な手当等は含まない。
3	2か月を超える雇用見込み	『更新される契約等』がある場合は要件を満たすと考えられる。
4	学生ではない	高等学校・大学・短大・専修学校に在学する学生等が該当。休学中、定時制、通信制に在学する者等は社会保険の加入対象となる。



私の一番古い山歩きの記憶は、小学校2年生の遠足だったと記憶しています。地元の山“二上山”の山登りの記憶です。引率の先生が、下山ルートを正規の登山道ではないところを歩かれたのだと思います。

苔むした山の斜面に、綺麗な水がうっすらと流れていて、キラキラ輝いていた情景をいまでも覚えています。うっとりしながら、まだまだ歩いていたい、という感覚も鮮明に覚えています。いまから半世紀も前のことですが・・・

その後の中学時代も、友人と葛城山や金剛山に登っていました。冬でも普通の運動靴で、びしょびしょになりながら歩いていた記憶があります。高校では、1年間だけ山岳部に在籍しました。高校山岳部時代に本格的なアルプスの縦走登山を経験したのです。

当時は本当に辛く、山行合宿の度に、絶対山登りなんてしない。と心に決めるのですが、何故か山に戻ってしまうという・・・、この頃すでに山の中毒に罹っていたのかもしれませんが。その後、ふらふらしていた時期もあり、山登りとは疎遠になっていましたが、28歳くらいでまた山登りを再開することになりました。

暇を見つけては、あちこちの山を歩いていましたが、30代の頃、山の師匠に出会ったのです。ザイルパートナーにさせていただき、色々な山の技術を教わりました。その頃の山岳会は、色々な縛りがあり、自由に山歩きができないような風潮がありました。山岳会に属さず、自由な山歩きをしたい面々が集い、5人ほどのパーティーで、たくさんの経験を積ませていただいたのです。



社会保障制度

